

(令和8年度)

スマート農業で結ぶ地域農業の発展支援事業（新規）

福島県では、地域農業の維持・発展を目的として、スマート農業を活用する仕組みづくりや組織の活動と地域のために使うスマート農機の導入を一体的に支援することとし、以下のとおり第2次募集を行います。

募集期間（県への提出期限）

令和8年7月17日（金）～令和8年8月14日（金）17時まで

※申請先は各市町村等になります。

市町村等への提出期限は申請先の市町村等へお問い合わせください。

補助対象者：農業者で組織する任意組織、農業法人、農業協同組合、農業協同組合の関連会社など

※1 原則として福島県内に拠点を置く組織及び県内に本店を有する農業法人、会社であること。

※2 この事業で導入するスマート農業機械等を活用して、農業またはサービスの提供を行うことが規程で定められていること。



対象作物

農作物全般

対象経費

- 1 スマート農業を活用する仕組みづくりや組織の活動等に要する経費（ソフト）
- 2 スマート農業機械等の導入経費（ハード）

要件

- ・地域の農業者が10戸以上参加する取組とすること。
- ・参加する農業者の戸数や面積を維持・拡大する取組であること。
- ・ソフトとハードの取組を一体的に取り組むこと

補助率等

【ソフト】補助率：定額、補助上限：100万円

【ハード】補助率：1／2以内（※中山間地域の場合は2／3以内）補助上限：ソフトと併せて1,000万円

お問い合わせ せ・申請先

・申請先は各市町村等になります。

※なお、複数の市町村をまたいで事業に取り組む場合は、申請先が各農林事務所か本庁農業振興課になります。

・申請書類等の入手先はこちら（農業振興課HP）

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/36021a/smartnougyou-musubu.html>



【県へのお問い合わせ先】

(1) 県域団体等

福島県農業振興課

電 話 : 024-521-7339

電子メール : nougyoushinkou@pref.fukushima.lg.jp

(2) 県北地域

県北農林事務所農業振興普及部

電 話 : 024-521-2604

電子メール : shinkouhukyu.af01@pref.fukushima.lg.jp

(3) 県中地域

県中農林事務所農業振興普及部

電 話 : 024-935-1307

電子メール : shinkouhukyu.af02@pref.fukushima.lg.jp

(4) 県南地域

県南農林事務所農業振興普及部

電 話 : 0248-23-1556

電子メール : shinkouhukyu.af03@pref.fukushima.lg.jp

(5) 会津地域

会津農林事務所農業振興普及部

電 話 : 0242-29-5302

電子メール : shinkouhukyu.af04@pref.fukushima.lg.jp

(6) 南会津地域

南会津農林事務所農業振興普及部

電 話 : 0241-62-5253

電子メール : shinkouhukyu.af05@pref.fukushima.lg.jp

(7) 相双地域

相双農林事務所農業振興普及部

電 話 : 0244-26-1147

電子メール : shinkouhukyu.af06@pref.fukushima.lg.jp

(8) いわき地域

いわき農林事務所農業振興普及部

電 話 : 0246-24-6160

電子メール : shinkouhukyu.af07@pref.fukushima.lg.jp